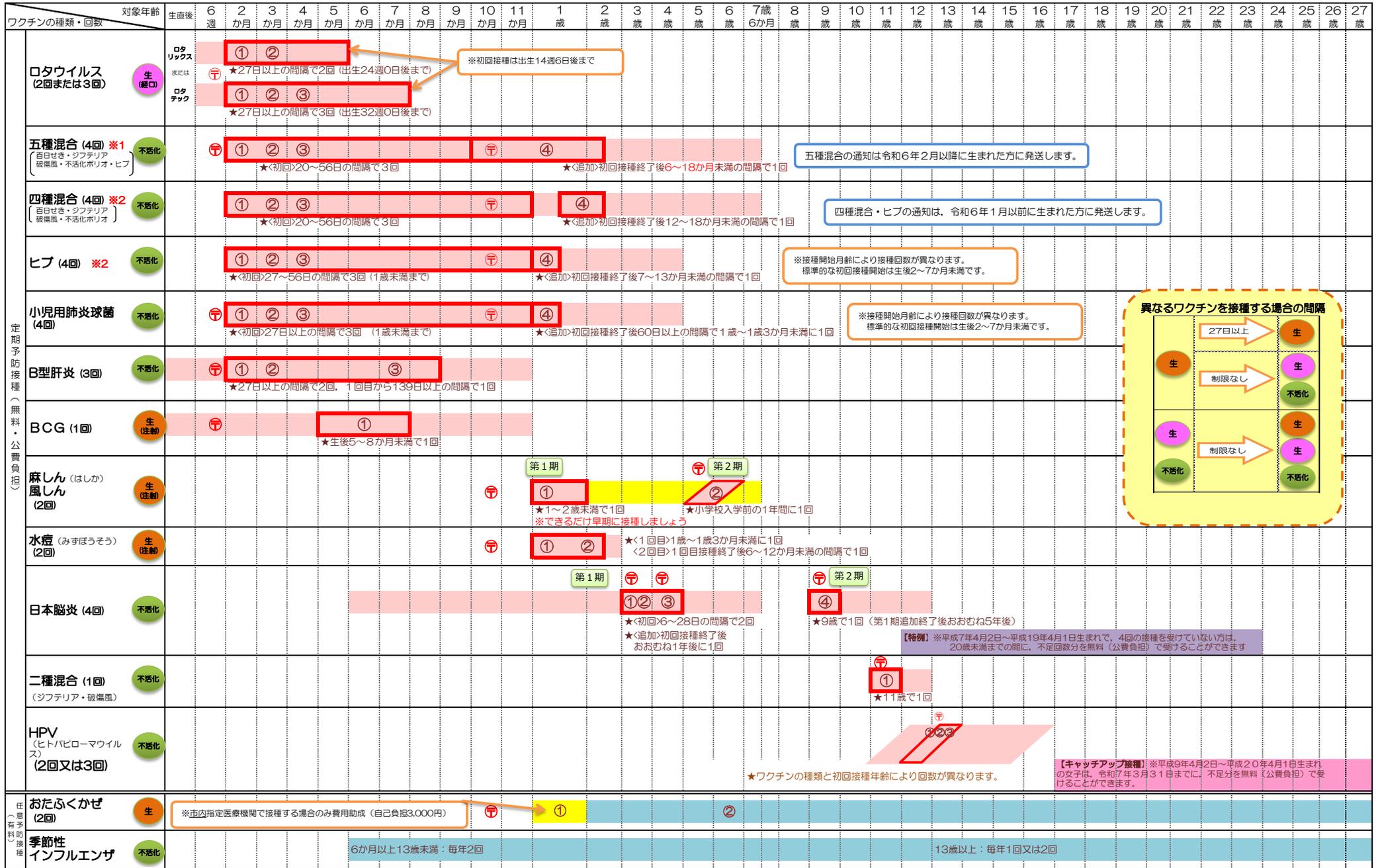


予防接種スケジュール

「定期予防接種」は予防接種法によって対象疾病・対象者・接種期間などが定められています。予防接種を受けるには病気ごとにそれぞれ接種に適した時期（標準的な接種期間）があります。できるだけ標準的な接種期間で受けることをおすすめします。接種回数・間隔はワクチンの種類によって異なります。ここでは、標準的な接種回数・間隔を示していますが、定期予防接種の対象期間であれば無料で接種できます。詳しくは、市からのお知らせやホームページ等で確認ください。

令和6年4月版

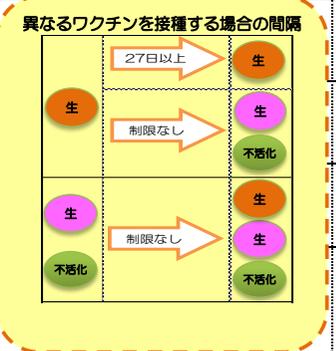


五種混合の通知は令和6年2月以降に生まれた方に発送します。

四種混合・ヒブの通知は、令和6年1月以前に生まれた方に発送します。

※接種開始年齢により接種回数が異なります。標準的な初回接種開始は生後2~7か月未満です。

※接種開始年齢により接種回数が異なります。標準的な初回接種開始は生後2~7か月未満です。



【特例】※平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれて、4回の接種を受けていない方は、20歳未満までの間に、不足回数を無料(公費負担)で受けることができます

【キャッチアップ接種】※平成9年4月2日~平成20年4月1日生まれた女子は、令和7年3月31日までに、不足分を無料(公費負担)で受けることができます。

※ワクチンの種類と初回接種年齢により回数が異なります。

★ 標準的な接種回数・間隔
 定期予防接種の対象期間
 標準的な接種期間(丸数字は接種回数)
 特例対象者が定期予防接種を受けられる期間
 法定外予防接種を受けられる期間
Ⓢ 市からお知らせする時期
生 経口生ワクチン
生 注射生ワクチン
不 不活化ワクチン
 キャッチアップ対象者が定期予防接種を受けられる期間

調布市福祉健康部健康推進課

※1 四種混合とヒブをあわせて五種混合は令和6年4月1日から定期接種の対象となりました。五種混合を接種される方は、四種混合・ヒブの接種は必要ありません。
 ※2 四種混合ないしヒブの接種を受けられた方は、引き続き同一のワクチンで規定回数の接種を完了させてください。途中から五種混合ワクチンに切り替えることは原則できません。また、いずれも未接種の場合は医師にご相談ください。